

第二部

法

令

編

大正十年四月九日

〔二一〕 法律第五十五号

職業紹介法

- 第一条 市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介ニ関スル事務ヲ掌ル
- 第二条 市町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三条 内務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ指定シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得
- 第四条 市町村職業紹介所ヲ設置スルトキハ市町村長之ヲ管理ス
- 第五条 市町村ニ非ザル者職業紹介所ヲ設置セムトスルトキハ行政官庁ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六条 本法ニ依ル職業紹介所ノ職業紹介ハ之ヲ無料トシ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス報償トシテ手数料其ノ他ノ財物ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七条 職業紹介所ノ事業ノ連絡統一ヲ図ル為中央及地方ニ職業紹介事務局ヲ設ク内務大臣之ヲ監督ス
- 職業紹介事務局ノ管轄区域、組織及職務権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八条 職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ職業紹介委員会ヲ置ク内務大臣之ヲ監督ス
- 職業紹介委員会ノ組織及職務権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九条 市町村ノ設置スル職業紹介所ニ関スル経費ハ市町村ノ負担トス
- 第十条 国庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ニ関スル経費ノ支出ヲ為ス市町村ニ対シ其ノ支出額ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

第十一条 職業紹介所ノ設備及管理並職業紹介所ノ事業ノ連絡統一ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 職業紹介事業ハ内務大臣及職業紹介事務局ノ長之ヲ監督ス

第十三条 監督官庁ハ職業紹介事業ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ業務ニ関スル諸般ノ報告ヲ為サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及実地ニ就キ業務又ハ会計ヲ検閲スルコトヲ得

第十四条 有料又ハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ関シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第七条及第十二条ノ規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ第七条及第十二条ノ規定ヲ他ノ規定ヨリ後ニ施行スル場合ニ於テハ其ノ施行ニ至ル迄ノ間職業紹介事業ノ監督ハ内務大臣、地方長官及郡長之ヲ行フ

本法施行ノ際現ニ存スル職業紹介所ニシテ市町村ノ経営ニ係ルモノハ本法ニ依リ設置シタルモノト看做ス其ノ市町村ニ非サル者ノ経営ニ係ル無料ノ職業紹介所ニ付テハ勅令ニ定ムル期間内ニ行政官庁ノ許可ヲ受クヘシ

大正十年六月二十九日

〔二一三〕 勅令第二百九十一号

職業紹介法ハ第七条及第十二条ノ規定ヲ除クノ外大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年六月二十九日

〔二一三〕 勅令第二百九十二号

職業紹介法施行令

第一条 職業紹介法第三条ノ規定ニ依リ内務大臣ニ於テ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得ヘキ市町村左ノ如シ

一 市

二 人口三万以上ノ町村又ハ人口三万ニ滿タスト雖内務大臣ニ於テ特ニ職業紹介所ノ設置ヲ必要ト認ムル町村

第二条 職業紹介法第十条ノ規定ニ依ル国库補助ハ左ノ區別ニ依リ支出精算額ニ対シ之ヲ為ス但シ寄附金其ノ他ノ収入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ対シ補助ス

一 職業紹介所建築費及之ニ伴フ初度調弁費 二分ノ一

二 其ノ他ノ諸費 六分ノ一

第三条 市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所カ職業ヲ紹介スル者ニ対シ其ノ者ノ現在地ヨリ就職地ニ到ル旅費ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得

第四条 職業紹介法ニ規定シタル行政官庁ノ職權ハ地方長官之ヲ行フ

第五条 本令中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテ

ハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介法附則第三項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クヘキ期間ハ本令施行ノ日ヨリ六月トス

大正十年六月二十九日

〔二一四〕 内務省令第十六号

職業紹介法施行規則

第一条 市町村長ハ必要ニ応シ勞務需要供給ノ狀況ヲ調査シ地方長官ニ之ヲ報告スヘシ

第二条 市町村職業紹介所ヲ設置セムトスルトキハ予メ其ノ設備及職員定数ニ付地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三条 市町村職業紹介所ヲ設置シタルトキハ直ニ適當ノ方法ニ依リ其ノ名称、位置及開所年月日ヲ公示スヘシ

第四条 職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ職業紹介所設置ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ申請スヘシ

一 名称

二 位置

三 設備

四 職員定数

五 事業經營ニ関スル諸規程

六 開所予定年月日

前項ノ職業紹介所前項第一号乃至第五号ノ事項ヲ變更セムトスル

トキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五条 職業紹介所ハ所長ヲ置キ所務ヲ整理セシムヘシ

前項ノ外職業紹介所ハ専務ノ職員ヲ置キ事務ノ分掌ヲ定ムヘシ

第六条 求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ住所、氏名其ノ他必要ナル事項ヲ求人票又ハ求職票ニ登録スヘシ但シ日雇労働ニ関スル申込ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七条 地方長官、市町村長又ハ職業紹介所長ハ隨時勞務ノ需要供給ニ関スル情報ヲ関係アル他ノ地方長官、市町村長又ハ職業紹介所長ト交換スヘシ

第八条 市町村内ニ数箇ノ職業紹介所アルトキハ市町村長ハ其ノ一ヲ指定シテ相互ノ連絡ニ関スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

市町村内ニ於ケル職業紹介所ノ事業ノ連絡ノ為必要ナル規定ハ市町村長之ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第九条 地方長官ハ道府県内職業紹介所ノ一ヲ指定シ相互ノ連絡ニ関スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

道府県内ニ於ケル職業紹介所ノ事業ノ連絡ノ為必要ナル規定ハ地方長官之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十条 地方長官、市町村長又ハ職業紹介所長ハ職業紹介所ノ事業ノ連絡統一ニ関シ内務大臣ノ指定シタル者ヨリ勞務需要供給ノ調節並職業紹介所ノ事業ノ連絡統一ニ関スル情報ヲ求メラレタルトキハ之ニ応シ通報スヘシ

第十一条 地方長官又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ノ長ハ道府県内ニ於ケル勞務ノ需要供給ノ調節上必要アリト認ムルトキハ前条ニ掲クル内務大臣ノ指定シタル者及他ノ地方長官又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介

所ノ長ニ通報スヘシ

第十二条 職業紹介所長ハ事業狀況ヲ左ノ區別ニ依リ第十条ニ掲クル内務大臣ノ指定シタル者ニ通報シ月報ハ同時ニ之ヲ地方長官ニ報告スヘシ

一 旬報 翌旬二日迄

二 月報 翌月五日迄

三 季報

第一季（自一月一日起至三月三十一日）報 四月十五日迄

第二季（自四月一日起至六月三十日）報 七月十五日迄

第三季（自七月一日起至九月三十日）報 十月十五日迄

第四季（自十月一日起至十二月三十一日）報 翌年一月十五日迄

前項各号ノ報告様式ハ別表定ムル所ニ依ル

第十三条 職業紹介所ハ左ノ票簿ヲ備フヘシ

一 求人票

二 求職票

三 紹介日計簿

第十四条 本令中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本令ハ職業紹介法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介法附則第三項ニ規定スル職業紹介所ニシテ市町村ノ経営ニ係ルモノニ付テハ本令第二条ニ準シ本令施行後六月以内ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ市町村ニ非サル者ノ経営ニ係ルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ本令第四条ニ規定スル事項ヲ具シ之ヲ申請スヘシ

別表（略）

大正十年六月二十九日
〔二一五〕 内務省告示第二百二十三号

職業紹介法施行規則第十條乃至第十二條ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ事業ノ連絡統一ニ関シ地方長官、市町村長又ハ職業紹介所長ノ通報ヲ為スヘキ者ヲ左ノ通指定ス

財団法人協調会

大正十一年四月十一日

〔二一六〕 法律第三十八号

船員職業紹介法

第一条 本法ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以上ノ航路ヲ航行スル船舶ニ乗組ムヘキ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用ス

本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲クル者以外ノ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用スルコトヲ得

第二条 船員職業紹介事業ヲ行ハムトスル者ハ行政官庁ノ許可ヲ受クヘシ

第三条 船員職業紹介ニ関シ必要アリト認ムルトキハ政府ニ於テ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

政府ハ勅令ノ定ムル補助金ヲ支給シテ公益ヲ目的トスル法人其ノ他ノ団体ヲシテ職業紹介事業ヲ行ハシムルコトヲ得

第四条 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ報酬トシテ手数料其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

第五条 船員職業紹介事業ノ管理及連絡統一ニ関シ必要ナル事項ハ

命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 船員職業紹介事業ノ経営ニ関シ船員職業紹介委員会ヲ置ク
通信大臣之ヲ監督ス

船員職業紹介委員会ノ組織及職務権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 船員職業紹介事業ハ通信大臣之ヲ監督ス

監督官庁ハ船員職業紹介事業ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ業務ニ関スル諸般ノ報告ヲ為サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及実地ニ就キ業務又ハ會計ヲ検閲スルコトヲ得

第八条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ違反シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス
一 許可ヲ受ケスシテ船員職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二 船員職業紹介ヲ為シ其ノ報酬トシテ手数料其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ受ケシメタル者

本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ依リ船員職業紹介ヲ為ス者強請シテ職業ノ紹介ヲ為シタルトキ亦前項ノ例ニ同シ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ無料ノ船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ行政官庁ノ許可ヲ受クヘシ

本法施行ノ際現ニ有料又ハ營利ヲ目的トスル船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当分ノ内其ノ事業ヲ継続スルコトヲ得

大正十二年三月三十一日

〔二一七〕 勅令第百六号

職業紹介法ノ一部施行期日ノ件

職業紹介法第七条及第十二条ノ規定ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年三月三十一日

〔二一八〕 内務省令第九号

職業紹介法施行規則中左ノ通改正ス

第一条中「地方長官」ヲ「地方職業紹介事務局長」ニ改ム

第二条中「及職員定数」ヲ「職員定数及事業経営ニ関スル諸規程」

ニ「地方長官」ヲ「地方職業紹介事務局長」ニ改ム

第四条第二項中「地方長官」ヲ「地方職業紹介事務局長」ニ改ム

第四条第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ市町村長ヲ經由スヘシ

第七条中「地方長官」ヲ「地方職業紹介事務局長」ニ改ム

第八条第二項中「地方長官」ヲ「地方職業紹介事務局長」ニ改ム

第九条 地方職業紹介事務局長ハ区域ヲ定メ其ノ区域内ノ職業紹介

所ノ一ヲ指定シ相互ノ連絡ニ関スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

前項区域内ニ於ケル職業紹介所ノ事業ノ連絡ノ為必要ナル規程ハ

地方職業紹介事務局長之ヲ定メ中央職業紹介事務局長ノ認可ヲ受

クヘシ

第十条 削除

第十一条 削除

第十二条第一項ヲ左ノ通改ム

職業紹介所長ハ事業ノ状況ヲ左ノ區別ニ依リ地方職業紹介事務局
長ニ報告スヘシ

一 旬報 翌旬二日迄

二 月報 翌月五日迄

三 季報

第一季 (自三月) 報 四月十五日迄

第二季 (自四月) 報 七月十五日迄

第三季 (自七月) 報 十月十五日迄

第四季 (自十月) 報 翌年一月十五日迄

第十二条第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

地方職業紹介事務局長第一項ノ規定シタル報告ヲ受理シタルトキ
ハ之ヲ取纏メ速ニ中央職業紹介事務局長及地方長官ニ報告シ中央
職業紹介事務局長ハ各地方職業紹介事務局長ノ報告ヲ取纏メ速ニ
之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

第十三条ノ二 職業紹介所ヲ設置スル者職業紹介所ヲ廃止セムトス
ルトキハ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ

職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付前項ノ
規定ニ依リ提出スル書類ハ市町村長ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表中旬報ニ左ノ様式ヲ加フ

(様式 略)

大正十二年三月三十一日

〔二一九〕 内務省訓令第七号

職業紹介事務局処務規定左ノ通程メ大正十二年四月一

日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介事務局処務規程

第一条 職業紹介事務局長ハ局員ノ職務担任ヲ定ムヘシ

第二条 職業紹介事務局長ハ局員ノ内国出張ヲ命スルコトヲ得

地方職業紹介事務局長ノ内国出張ハ中央職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ

第三条 職業紹介事務局長ハ雇員以下ノ命免ヲ專行スルコトヲ得

第四条 職業紹介事務局長ハ判任官以下ノ帰省、看護、墓参又ハ転地療養ヲ許可シ及其ノ除服出仕ヲ命スルコトヲ得

第五条 職業紹介事務局長ハ処務細則ヲ設クヘシ

第六条 職業紹介事務局長ハ特ニ規定セルモノヲ除クノ外左記事項ニ付テハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

一 局員ノ職務担任ニ関スル事項

二 雇員ノ命免ニ関スル事項

三 処務細則ノ制定及変更ニ関スル事項

四 其ノ他必要ト認メタル事項

第七条 中央職業紹介事務局長職業紹介法施行規則第九条第二項ノ

規定ニ依リ職業紹介所ノ事業ノ連絡ニ関スル規定ヲ認可シタルトキハ其ノ規定ヲ添付シ報告スヘシ

第八条 地方職業紹介事務局長左ノ処分ヲ為シタルトキハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

一 職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ設置ヲ許可シタ

ルトキ

此ノ場合ニ於テハ許可申請書ノ謄本ヲ添付スヘシ

二 職業紹介法施行規則第二条ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ設備、職員定数及事業経営ニ関スル諸規程ニ付認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ認可申請書ノ謄本ヲ添付スヘシ

三 職業紹介法施行規則第四条第二項ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ名称其ノ他ノ変更ヲ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ変更事項及其ノ事由ヲ具スヘシ

四 職業紹介法施行規則第八条第二項ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ事業ノ連絡ニ関スル規程ヲ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ規定ノ謄本ヲ添付スヘシ

五 職業紹介法施行規則第十三条ノ二ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ廃止ヲ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ廃止年月日及其ノ事由ヲ具スヘシ

第九条 地方職業紹介事務局長ヨリ報告スヘキ書類ハ中央職業紹介事務局長ヲ經由スヘシ

大正十三年十一月二十七日

〔二一〇〕 内務省令第二十九号

大正十年内務省令第十六号職業紹介法施行規則左ノ

通改正ス

第一条 市町村長ハ必要ニ応シ勞務需要供給ノ状況ヲ調査シ地方職業紹介事務局長ニ之ヲ報告スヘシ

第二条 市町村職業紹介所ヲ設置セムトスルトキハ予メ其ノ設備、

職員定数及事業経営ニ関スル諸規程ニ付地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ変更セムトスルトキ亦同シ

毎年一定ノ季節ニ限り開所スル職業紹介所ニ在リテハ前項認可申請書ニ其ノ設置ヲ必要トスル事由及開所期間ヲ記載スヘシ

第三条 職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ職業紹介所設置ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ申請スヘシ

一 名称

二 位置

三 設備

四 職員定数

五 事業経営ニ関スル諸規程

六 開所予定年月日

法人又ハ団体ニ在リテハ別ニ定款又ハ之ニ準スヘキ約款、事業成績、資産状況並理事其ノ他代表者ノ氏名、本籍、住所及履歴ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

前条第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之を準用ス

第一項第一号乃至第五号ノ事項又ハ毎年一定ノ季節ニ限り開所スル職業紹介所ノ開所期間ヲ変更セムトスルトキハ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ

第一項又ハ第四項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所所在地ノ市町村長ヲ經由スヘシ

第四条 市町村職業紹介所ヲ設置シタルトキハ直ニ適當ノ方法ニ依リ其ノ名称、位置及開所年月日、第二条第二項ノ規定ニ依リ設置スル職業紹介所ニ在リテハ其ノ名称、位置及開所期間ヲ公示スヘシ職業紹介所ヲ廃止シ又ハ公示シタル事項ヲ変更シタルトキ亦同

シ

市町村長前項ノ規定ニ依リ公示ヲ為シタルトキハ地方職業紹介事務局長ニ之ヲ報告スヘシ

職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第五条 職業紹介所ニハ所長ヲ置キ所務ヲ整理セシムヘシ

前項ノ外専務ノ職員ヲ置キ事務ヲ分掌セシムヘシ但シ毎年一定ノ季節ニ限り開所スル職業紹介所ニ在リテハ兼務ノ職員ヲ以テ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第六条 市町村ハ職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ職業紹介委員ヲ置クコトヲ得

職業紹介委員中ニハ使用者ノ利益ヲ代表シ得ル者及労働者ノ利益ヲ代表シ得ル者ヲ各同数加フルコトヲ要ス

職業紹介委員ハ市町村長之ヲ任免ス

第七条 職業紹介委員ハ職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ市町村長ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ応シテ意見ヲ開申ス

第八条 職業紹介委員ノ定数、組織及事務執行ニ関スル規程ハ市町村長之ヲ定ム

第九条 市町村長ハ左ノ事項ヲ地方職業紹介事務局長ニ報告スヘシ

一 職業紹介委員ノ定数、組織及事務執行ニ関スル規程

二 職業紹介委員ノ資格及氏名

三 職業紹介委員ニ諮問シタル事項並其ノ開申事項

第十条 求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ住所、氏名其ノ他必要ナル事項ヲ求人票又ハ求職票ニ登録スヘシ但シ雇労働ニ関スル申込ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一条 市町村内ニ数箇ノ職業紹介所アルトキハ市町村長ハ其ノ一ヲ指定シテ相互ノ連絡ニ関スル事務ヲ掌ラシムヘシ此ノ場合ニ於テハ直ニ地方職業紹介事務局長ニ報告スルト同時ニ市町村内職業紹介所ニ通報スヘシ

第十二条 地方職業紹介事務局長ハ区域ヲ定メ其区域内ノ職業紹介所ノ一ヲ指定シ相互ノ連絡ニ関スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ中央職業紹介事務局長ニ報告スルト同時ニ其ノ区域内ノ職業紹介所ニ通報スヘシ

第十三条 職業紹介所ハ求人ノ申込ニシテ登録ノ日ニ紹介スルコト能ハサルモノアルトキハ其求人票ノ副本ヲ以テ即日第十一条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ニ、其ノ職業紹介所ナキトキハ第十二条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ニ、第十一条又ハ第十二条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所共ニナキトキハ地方職業紹介事務局ニ通報スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通報中既ニ紹介シタルモノアリテ之カ顛末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顛末ヲ即時前項ノ例ニ依リ通報スヘシ
第一項ノ規定ニ依リ通報シタル後紹介シタルトキハ其ノ事実、其ノ顛末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顛末ヲ即時第一項ノ例ニ依リ通報スヘシ

人員条件等ニ変更アリタルトキ若ハ取消其ノ他ノ事由ニ依リ紹介ヲ要セサルニ至リタルトキハ第一項ノ例ニ依リ通報スヘシ

第十四条 第十一条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所前条ノ規定ニ依ル通報ヲ受ケタルトキハ求人票ノ副本ニ依リ連絡日報ヲ作成シ其ノ区域内ノ職業紹介所ニ之ヲ送付スヘシ

第十一条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所前項連絡手続ヲ

了シタル場合ニ於テ尚紹介スルコト能ハサルモノアルトキハ其ノ求人票ノ副本ヲ以テ即時第十二条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ニ、其ノ指定ナキトキハ地方職業紹介事務局ニ通報スヘシ此ノ場合ニ於テハ前条第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス

第十五条 第十二条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ノ連絡方法ニ関シテハ第十四条ノ規定ヲ準用ス

第十六条 第十三条第一項、第十四条第二項及第十五条ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル地方職業紹介事務局ハ求人票ノ副本ニ依リ連絡日報ヲ作成シ其ノ管轄区域内ノ職業紹介所ニ之ヲ送付スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十三条第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス

地方職業紹介事務局ニ於テ申込ヲ受ケタル求人ハ第一項ノ連絡日報ニ登載スヘシ

地方職業紹介事務局第一項ノ連絡手続ヲ了シタル場合ニ於テ尚紹介スルコト能ハサルモノアルトキハ其ノ求人票ノ副本ヲ以テ即時中央職業紹介事務局ニ通報スヘシ

第十七条 前条第三項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル中央職業紹介事務局ハ其ノ求人票ノ副本ニ依リ連絡日報ヲ作成シ地方職業紹介事務局ニ之ヲ送付スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十三条第二項乃至第四項及前条第二項ノ規定ヲ準用ス

第十八条 職業紹介所連絡日報ニ掲載セラレタル求人ニ対シ紹介シタルトキハ其ノ事実ヲ即時其ノ連絡日報ヲ作成シタル職業紹介所又ハ地方職業紹介事務局ニ通報スヘシ其ノ顛末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顛末ニ付並同シ

地方職業紹介事務局前項ノ通報ヲ受ケタル場合ニ於テ第十七条ノ規定ニ依リ作成シタル連絡日報ニ因スルモノアルトキハ即時中央

職業紹介事務局ニ通報スヘシ

第十九条 連絡日報ニハ連絡事項ノ整理顛末ヲ登載スヘシ

第二十条 職業紹介所求職ノ申込ニシテ連絡ノ必要アリト認ムルモノニ対シテハ第十三条乃至第十八条ノ規定ヲ準用ス

第二十一条 市町村長ハ第十一条ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ノ連絡方法ニ関シ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受ケ第十

四条第一項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十二条 職業紹介所ハ左ノ票簿ヲ備フヘシ

一 求人票

二 求職票

三 紹介日計簿

第二十三条 職業紹介所長ハ事業状況ヲ左ノ區別ニ依リ地方職業紹介事務局長ニ報告スヘシ

一 旬報 翌旬二日迄

二 月報 翌月五日迄

三 季報

第一季 (自三月) 四月十五日迄

第二季 (自四月) 七月十五日迄

第三季 (自七月) 十月十五日迄

第四季 (自十月) 翌年一月十五日迄

前項各号ノ報告様式ハ別表定ムル所ニ依ル

地方職業紹介事務局長第一項ニ規定シタル報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ速ニ中央職業紹介事務局長及地方長官ニ報告シ中央職業紹介事務局長ハ各地方職業紹介事務局長ノ報告ヲ取纏メ速ニ

之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

第二十四条 職業紹介所ヲ設置スル者職業紹介所ヲ廃止セムトスルトキハ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ

職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付前項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所所在地ノ市町村長ヲ經由スヘシ

第二十五条 本令中町村又ハ町村長ニ関スル規定ハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ町村又ハ町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ大正十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表 (略)

大正十三年十二月八日

〔二一〕 内務省訓令第十七号

大正十二年三月内務省訓令第七号職業紹介事務局処

務規程中左ノ通改正シ大正十四年一月一日ヨリ之ヲ

施行ス

第七条 地方職業紹介事務局長左ノ処分ヲ為シタルトキハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

一、職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ設置ヲ許可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ許可申請書ノ謄本ヲ添付スヘシ

二、職業紹介法施行規則第二条ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ設備、職員定数及事業経営ニ関スル諸規程ニ付認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ認可申請書ノ謄本ヲ添付スヘシ

三、職業紹介法施行規則第三条第四項ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ名称其ノ他ノ変更ヲ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ変更事項及其ノ事由ヲ具スヘシ

四、職業紹介法施行規則第二十一条ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ聯絡方法ニ関シ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ其ノ連絡方法ヲ具スヘシ

五、職業紹介法施行規則第二十四条ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ廃止ヲ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ廃止年月日及其ノ事由ヲ具スヘシ

第八条 地方職業紹介事務局長左ノ事項ニ付報告ヲ受理シタルトキハ其ノ都度之ヲ中央職業紹介事務局長ニ報告スヘシ

一、職業紹介法施行規則第九条ノ規定ニ依ル職業紹介委員ノ定数其ノ他ニ関スル事項

二、職業紹介法施行規則第十一条ノ規定ニ依ル連絡事務ヲ掌ル職業紹介所ノ指定ニ関スル事項

三、職業紹介法施行規則第四条第二項ノ規定ニ依ル職業紹介所ノ名称其ノ他公示ニ関スル事項

大正十三年十二月二十九日

〔二一—一二〕 内務省令第三十六号

労働者募集取締令

第一条 本令ニ於テ募集主トハ募集シタル労働者ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ、募集従事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ラ雇傭セムカ

為労働者ノ募集ニ従事スル者ヲ謂フ

第二条 本令ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ヲ除クノ外職工、鉦夫又ハ土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集ニ之ヲ適用ス

一 応募者就業ノ為住居ヲ変更スル必要ナキトキ

二 単ニ広告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ為ストキ

三 移民保護法ニ依ル募集ヲ為ストキ

第三条 募集主ハ募集開始前左記事項ヲ記載シタル就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ応募者ノ就業場所在地所轄地方長官ニ届出ツヘシ

一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名称、主たる事務所所在地及代表者ノ氏名

二 応募者ノ就業場ノ名称及所在地

三 短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了時期

四 応募者ノ就業スヘキ事業ノ種類

五 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ関スル事項

六 賃金ニ関スル事項

七 宿泊、食事ノ費用、往復旅費等ノ負担ニ関スル事項

八 制裁ノ定アルトキハ之ニ関スル事項

九 雇傭期間及解雇ニ関スル事項

十 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ関スル事項

募集主前項ノ就業案内又ハ雇傭契約書案ノ外募集ニ関シ配布スヘキ文書アルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第四条 労働者ノ募集ニ従事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ其ノ写

真ニ葉ヲ添ヘ募集主ノ連署ヲ以テ其ノ住所地所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名称、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

二 募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日

三 募集従事者ノ履歴

四 募集従事期間

五 募集従事区域

六 応募者ノ就業場ノ名称、所在地及事業ノ種類

募集従事期間ハ三年以内トス

第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ為ニ募集ニ従事セムトスルトキハ従来ノ募集主ノ承諾書ヲ添ヘ第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スヘシ

第五条 地方長官前条ノ規定ニ依ル許可ヲ為シタルトキハ様式第一号ニ依ル募集従事者証ヲ交付スヘシ

募集従事者募集従事者証ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ申請スヘシ

募集従事者証ノ記載事項ニ変更ヲ生シタルトキハ募集従事者ハ遅滞ナク其ノ書換ヲ申請スヘシ

前二項ノ申請ハ募集従事者ノ写真二葉ヲ添ヘ許可ヲ為シタル地方長官ニ之ヲ為スヘシ

第六条 募集従事者ハ応募者若ハ応募セムトスル者又ハ本人ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ募集従事者証ヲ提示スヘシ

第七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ募集主ハ第四条ノ許可ヲ為シタル地方長官ニ遅滞ナク之ヲ届ツヘシ

一 募集主事業ヲ廃止シタルトキ

二 募集主募集従事者ニ対シ募集ノ委託ヲ解キタルトキ

第八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ募集従事者ハ許可ヲ為シタル地方長官ニ遅滞ナク募集従事者証ヲ返納スヘシ

一 募集ニ従事スルコトヲ廃シタルトキ

二 募集従事期間満了シタルトキ

三 募集従事者ノ許可ヲ取消サレタルトキ

四 前条各号ノ一ニ該当スルトキ

募集従事者死亡シタルトキハ戸籍法第一百七条ノ届出義務者募集従事者証ヲ添付シ許可ヲ為シタル地方長官ニ遅滞ナク其ノ旨届出ツヘシ

第九条 募集従事者募集ニ着手セムトスルトキハ予メ第三条ノ就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ関シ配布スヘキ文書ヲ添付シ左記事項ヲ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 募集従事者ノ住所、氏名

二 募集従事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地

三 当該警察官署管内ニ於ケル募集従事期間

四 当該警察官署管内ニ於テ募集セムトスル労働者ノ男女別予定人員

五 応募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

前項各号ノ事項又ハ前項ノ規定ニ依リ添付スヘキ文書ニ変更アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第十条 応募従事者ハ応募セムトスル者ニ対シ第三条ノ就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スヘシ

第十一条 募集従事者ハ様式第二号ニ依リ応募者名簿ヲ調製シ、募

集從事中之ヲ携帶シ又ハ第九条ノ規定ニ依リ届出テタル居所若ハ事務所ニ備付クヘシ

第十二条 募集従事者ハ左ニ掲クル行為ヲ為スコトヲ得ス

- 一 募集従事者証ヲ他人ニ譲渡若ハ貸与シ又ハ募集ヲ他人ニ委託スルコト
 - 二 募集ニ関シ事実ヲ隠蔽シ誇大虚偽ノ言辞ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用イルコト
 - 三 応募ヲ強要スルコト
 - 四 応募シ又ハ応募セムトスル女子ニ対シ風俗ヲ紊ル虞アル行為ヲ為スコト
 - 五 応募者又ハ応募セムトスル者ニ対シ遊興ヲ勧誘シ又ハ其ノ案内ヲ為スコト
 - 六 濫ニ応募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ケ其ノ他応募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ為スコト
 - 七 濫ニ応募者ニ対シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト
 - 八 応募者ヲ募集従事者証記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト
 - 九 応募者又ハ応募者ヲ保護スル者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ問ハス金銭其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
 - 十 当該官吏又ハ応募者ヲ保護スル者ニ対シ応募者ノ所在ヲ隠蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト
- ## 第十三条 募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ

此ノ限ニ在ラス

第十四条 募集従事者応募者ヲ引卒シテ出発セムトスルトキハ其ノ出発三日前迄ニ左記事項ヲ記載シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 応募者ノ住所、氏名及生年月日
- 二 出発ヨリ就業場到着迄ノ旅行予定
前項各号ニ掲クル事項ニ変更アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第十五条 募集従事者応募者ト共ニ汽車、汽船其ノ他ノ交通機関以外ノ場所ニ於テ宿泊セムトスルトキハ予メ宿泊所所在地所轄警察官署ニ左記事項ヲ届出ツヘシ

- 一 宿泊所
- 二 応募者ノ男女別員数
- 三 宿泊所到着及出発ノ日時

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ応募者ノ請求アリタルトキハ応募者就業場ニ到着前ニ於テハ募集従事者、到着後ニ於テハ募集主応募者ノ帰郷ノ為必要ナル措置ヲ為スヘシ

- 一 就業案内又ハ雇傭契約書案ニ記載シタル事項カ事実ト相当相違シタルトキ
- 二 募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者応募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ
- 三 考試、身体検査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ応募者ヲ採用セサルトキ
- 四 其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ帰郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ

第十七条 当該官吏ハ募集従事者ニ対シ募集従事者証、応募者名簿其ノ他募集ニ関スル書類ノ提示ヲ命スルコトヲ得

第十八条 許可ヲ為シタル地方長官募集従事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

募集地所轄地方長官募集従事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ募集ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十九条 募集主ハ労働者ノ募集ニ付様式第三号ノ定ムル所ニ依リ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ分ヲ取纏メ翌年二月十五日迄ニ就業場所在地所轄地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十条 募集主又ハ募集従事者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ拘留又ハ科料ニ処ス

一 第三条ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ関シ配布スヘキ文書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキ

二 第三条ノ規定ニ依ル届出ナキ募集案内、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ募集ニ関シ配布シタルトキ

三 第三条、第五条第三項、第七条、第九条乃至第十六条又ハ第十九条ノ規定ニ違反シタルトキ

四 応募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキ

五 第十七条ノ規定ニ依ル命令ニ従ハサルトキ

六 第十八条第二項ノ規定ニ依ル募集ノ停止中募集ニ従事シタルトキ

第二十一条 第四条ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケス又ハ募集従事者証記載事項ノ範囲外ニ亘リ労働者ノ募集ヲ為シ又ハ為サシメタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

第二十二条 工場法第十八条ニ規定スル工場管理人又ハ鉱業法施行

細則第五十四条ニ規定スル鉱業代理人ハ本令ノ適用ニ付募集主ト看做ス但シ第三条第一項第一号、第四条第一項第一号及様式第一号ノ記載ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三条 募集主営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第二十四条 募集主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ募集主ニ関スル本令ノ規定ニ違背スル所為ヲシタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第二十五条 本令ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六条 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第三条及第十九条ノ就業場所在地所轄地方長官トアルハ鉱業及砂鉱業ニ在リテハ就業場所在地所轄鉱山監督局長トス

第二十七条 応募者ノ就業場所在地又ハ募集従事者ノ住所カ本令施行区域外ニ在ル場合ニ於テハ第三条若ハ第十九条ノ規定ニ依ル届出又ハ第四条ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ主タル募集地所轄地方長官ニ之ヲ為スヘシ

第二十八条 本令施行ノ際労働者募集取締ニ関スル庁府県ノ命令ニ依リ募集ニ従事スルコトノ許可ヲ受ケタル者ハ本令施行後二月間ハ許可ヲ為シタル地方長官管轄区域内ニ限り本令第四条ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

(様式 略)

大正十四年六月二十五日

〔二一三〕 勅令第二百四十号

職業紹介法施行令中左ノ通改正ス

第三条ニ左ノ二項ヲ加フ

市町村ハ其ノ経営ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リテ官公署ニ雇傭セラレタル日傭労働者ニ対シ予メ当該官公署ノ委託ヲ受ケ市町村費ヲ以テ賃金ノ一時繰替ヲ為スコトヲ得

市町村ハ其ノ経営ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リテ官公署ニ非サル使用者ニ雇傭セラレタル日傭労働者ニ対シ予メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ニ準シ賃金ノ一時繰替ヲ為スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年十二月十九日

〔二一四〕 内務省令第三十号

営利職業紹介事業取締規則

第一条 本令ニ於テ職業紹介事業ト称スルハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ謂ヒ紹介業者ト称スルハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ営ム者ヲ謂フ

第二条 職業紹介事業ヲ営ムトスルトキハ左記事項ヲ具シ事業所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一 本籍、住所、氏名、年齢及履歴

二 法人ニ在リテハ其ノ定款並ニ其ノ代表者ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴

三 事業所ノ所在地及名称

四 主トシテ紹介セムトスル職業ノ種類

五 手数料額及其ノ領収方法

前項第二号法人ノ定款、代表者、第三号事業所ノ所在地、第四号又ハ第五号ノ事項ヲ変更セムトスルトキハ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

紹介業者（紹介業者法人ナルトキハ其ノ代表者）ノ本籍、住所、氏名又ハ事業所ノ名称ニ変更アリタルトキハ其ノ変更後七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三条 紹介業者及其ノ同居ノ戸主家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、符合、芸妓屋、遊戯場、芸妓娼妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋業、質屋、古物商、金銭貸付業其ノ他之ニ類スル営業ヲ為シ又ハ其ノ営業者ノ従業員タルコトヲ得ス代書人規則ニ依ル代書人又ハ其ノ補助員タルコト亦同シ

前項ノ規定ハ紹介業者法人又ハ未成年者ナルトキハ法人ノ代表者又ハ未成年者ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ未成年者其ノ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四条 紹介業者従業員ヲ使用セムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

従業員ノ使用ヲ罷メタルトキ又ハ従業員死亡シタルトキハ紹介業者ハ其ノ氏名ヲ七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ従業員ノ住所又ハ氏名ニ変更アリタルトキ亦同シ

前条第一項、第八条第八号乃至第十一号及其ノ罰則ノ規定ハ従業員ニ之ヲ準用ス

第五條 紹介業者ハ其ノ事業所ノ名称ニ職業紹介所ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第六條 紹介業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非レバ之ヲ紹介スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

第八條 紹介業者ハ左ニ掲クル行為ヲ為スコトヲ得ス

- 一 職業紹介事業ニ関シ誇大又ハ虚偽ノ広告又ハ揭示ヲ為スコト
- 二 紹介ニ際シ求職者ノ性行技能健康状態、求人者ノ家庭ノ状況、勞務条件、報酬其ノ他契約上必要ナル事項ニ付事実ヲ虚構シ又ハ隠蔽スルコト
- 三 求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ為スコト
- 四 濫ニ被傭中ノ者ヲ勧誘シ他ニ紹介スルコト
- 五 濫ニ事業所外ニ於テ被傭者タルコトヲ勧誘スルコト
- 六 紹介ニ係ル雇傭ノ当事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ関与スルト
- 七 求職者ヲ誘引スル者ニ対シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス財物其ノ他ノ利益ヲ供与スルコト
- 八 芸妓娼妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋ヲ為スコト
- 九 求職者ニ対シ風俗ヲ紊ル虞アル行為ヲ為スコト
- 十 求職者ニ対シ遊興ヲ勧誘シ又ハ其ノ案内ヲ為スコト
- 十一 紹介ニ関シ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄スルコト

第九條 紹介業者ハ左ニ掲クル行為ヲ為スコトヲ得ス但シ事業所所在地ノ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 求職者ヲ宿泊セシムルコト

二 求職者ニ対シ財物ノ給与又ハ貸付ヲ為スコト

三 求職者ノ委託ヲ受ケ財物ノ保管、売買若ハ質入ヲ為スコト

四 求職者ノ財物ヲ買受クルコト

第十條 紹介業者ハ事業所ニ別表ノ様式ニ依ル左ノ帳簿ヲ備ヘ日日紹介ニ関スル事項ヲ記載スヘシ

一 求人簿

二 求職簿

三 紹介日計簿

四 手数料収受簿

前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ為シタル日より三年間之ヲ保存スヘシ
第十一條 紹介業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業状況ヲ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

警察官署前項ノ届出ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ中央職業紹介事務局長ニ通報スヘシ

前三項ノ報告様式ハ別表定ムル所ニ依ル

第十二條 紹介業者ハ其ノ事業状況ニ関シ事業所所在地ノ所轄地方職業紹介事務局長又ハ事業所所在地ノ市町村長ヨリ要求アルトキハ速ニ報告ヲ為スヘシ

第十三條 紹介業者廃業シタルトキハ廃業ノ日より五日以内ニ其ノ旨事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

紹介業者死亡シタルトキハ其ノ相続人又ハ戸主ヨリ紹介業者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ其ノ旨前項ニ準シ届出ツヘシ

第十四条 地方長官ハ警察官史ヲシテ事業所ニ臨検シ訊問ヲ行ヒ書類帳簿ノ検査ヲ為シ若ハ其ノ提出ヲ命セシメ其ノ他監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第十五条 地方長官ハ紹介業者者本令又ハ本令ニ基キテ発スル命令若ハ処分ニ違反シタルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得地方長官ニ於テ紹介業者職業紹介事業ヲ営ムニ適セスト認ムルトキ亦同シ

第十六条 警察官署ハ従業者職業紹介事業ニ従事スルニ適セムト認ムルトキハ使用ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留ニ処ス

一 第二条第一項第二項、第三条又ハ第四条第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十五条ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ営ミタル者

第十八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

一 第二条第三項、第四条第二項、第五条乃至第十条、第十一条

第一項、第十三条又ハ附則第四項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十条第一項ノ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

三 第十四条ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨検若ハ書類帳簿ノ検査、提出ヲ拒ミ訊問ニ応セス虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ監督上ノ処分ニ従ハサル者

第十九条 紹介業者未成年者又ハ法人ナルトキハ本令又ハ本令ニ基

キテ発スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ其ノ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

紹介業者ハ従業者、同居ノ戸主家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ関シ本令又ハ本令ニ基キテ発スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ処分ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十条 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム
第二十一条 地方長官ハ本令ニ依ル権限ノ一部ヲ警察官署長ニ委任スルコトヲ得

第二十二条 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第二十三条 本令ハ芸妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ紹介ニ関シテハ之ヲ適用セス

第二十四条 本令ハ有料職業紹介事業ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前府県令ニ依リ許可、免許又ハ認可ヲ受ケ現ニ職業紹介事業ヲ営ム者ハ本令第二条第一項ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ紹介業者ノ従業者ニ付テハ本令第四条第一項ニ依ル認可アリタルモノト看做ス

第二項ノ紹介業者ニシテ引続キ職業紹介事業ヲ営マムトスルトキハ本令施行後一月内ニ第二条第一項各号ノ事項ヲ事業所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ニ、第四条第一項ノ事項ヲ事業所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

(別表 略)

大正十五年四月二十日

〔二一五〕 勅令第七〇号

青年訓練所令

第一条 青年訓練所ハ青年ノ心身ヲ鍛練シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス

第二条 青年訓練所ニ於テ訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ハ概ネ十六歳ヨリ二十歳迄ノ男子トス

第三条 市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第四条 私人ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第五条 青年訓練所ノ訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通学科、職業科トス

普通学科及職業科ノ科目ハ文部大臣之ヲ定ム

特別ノ事情アル者ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ訓練項目ノ一部ヲ課セサルコトヲ得

第六条 青年訓練所ニ主事及指導員ヲ置ク

第七条 青年訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徴収スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八条 青年訓練所ハ地方長官之ヲ監督ス

第九条 青年訓練所ノ設置廃止、訓練ノ課程其ノ他必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

〔二一六〕

昭和二年五月三日

内務省訓令第一号

大正二年七月内務省訓令第十六号ヲ別冊ノ通改正ス但別冊ハ別ニ頒ツ

昭和三年十二月六日

〔二一七〕

商工省告示第四九号

工芸指導所伝習生規程

第一条 工芸指導所ハ木工品及金属工品ノ製作ニ関スル技術ヲ修得セントスル者ノ為伝習ヲ行フ

第二条 伝習生ノ伝習期間ハ三箇月トシ伝習開始ノ時期ハ毎年五月、九月及一月トス

前項ノ期間及時期ハ工芸指導所ノ都合ニ依リ之ヲ變更スルコトアルベシ

第三条 伝習事項、伝習生ノ定員、伝習期間及伝習開始ノ期日ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第四条 伝習生ハ身体強健ニシテ木工品及金属工品ノ製作ニ経験アル十七歳以上四十歳以下ノ男子ニシテ官公署、学校、組合、其ノ他ノ団体又ハ工場主ノ推薦ニ係ルモノタルコトヲ要ス

第五条 伝習生タラントスル者ハ別記様式ノ願書ヲ伝習開始期日三十日前ニ工芸指導所長ニ提出スベシ

第六条 工芸指導所長前条ノ出願ヲ許可シタルトキハ其ノ旨出願人ニ通知ス

第七条 伝習料及伝習ニ要スル費用ハ之ヲ徴セズ

第八条 伝習生ニシテ伝習ヲ為スニ適當ナラスト認ムルトキハ工芸指導所長ハ伝習生ヲ免ズルコトアルベシ

第九条 本規程ニ定ムルモノノ外伝習ニ関シ必要ナル事項ノ細目ハ工芸指導所長之ヲ定ム

(別紙様式 略)

昭和四年四月二日

〔二一八〕 法律第三十九号

救護法

第一章 被救護者

第一条 左ニ掲グル者貧困ノ為生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

一 六十五歳以上ノ老衰者

二 十三歳以下ノ幼者

三 妊産婦

四 不具廃疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者

前項第三号ノ妊産婦ヲ救護スベキ期間並ニ同項第四号ニ掲グル事由ノ範圍及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 前条ノ規定ニ依リ救護ヲ受クベキ者ノ扶養義務者扶養ヲ為スコトヲ得ルトキハ之ヲ救護セズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 救護機関

第三条 救護ハ救護ヲ受クベキ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地

ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第四条 市町村ニ救護事務ノ為委員ヲ設置スルコトヲ得

委員ハ名譽職トシ救護事務ニ関シ市町村長ヲ補助ス

第五条 委員ノ選任、解任、職務執行其ノ他委員ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 救護施設

第六条 本法ニ於テハ救護施設と称スルハ養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施設ヲ謂フ

第七条 市町村救護施設ヲ設置セントスルトキハ其ノ設備ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

私人救護施設ヲ設置セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
第八条 前条第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ハ市町村長ガ救護ノ為行フ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ

第九条 本法ニ定ムルモノノ外救護施設ノ設置、管理、廃止其ノ他救護施設ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 救護ノ種類及方法

第十条 救護ノ種類左ノ如シ

一 生活扶助

二 医療

三 助産

四 生業扶助

前項各号ノ救護ノ範圍、程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 救護ハ救護ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ

第十二条 幼者居宅救護ヲ受クベキ場合ニ於テ市町村長其ノ哺育上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ幼者ト併セ其ノ母

ノ救護ヲ為スコトヲ得

第十三条 市町村居宅救護ヲ為スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ救護ヲ受クル者ヲ救護施設ニ收容シ若ハ收容ヲ委託

シ又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ收容ヲ委託スルコトヲ得

第十四条 市町村長ハ救護ヲ受クル者ノ親権者又ハ後見人ガ適當ニ其ノ權利ヲ行ハザル場合ニ於テハ其ノ異議アルトキト雖モ前条ノ処分ヲ為スコトヲ得

第十五条 救護施設ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ施設ニ收容セラレタル者ニ對シ適當ナル作業ヲ課スルコトヲ得

第十六条 第十三条ノ規定ニ依リ收容セラレ又ハ收容ヲ委託セラレタル未成年者ニ付親権者及後見人ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ市町村長又ハ其ノ指定シタル者勅令ノ定ムル所ニ依リ後見人ノ職務ヲ行フ

第十七条 救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ救護ヲ為シタル市町村長ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第五章 救護費

第十八条 救護ヲ受クル者同一市町村ニ一年以上引続キ居住スル者ナルトキハ救護ニ要スル費用ハ其ノ居住地ノ市町村ノ負担トス

第十九条 救護ヲ受クル者左ノ各号ノ一ニ該当スル者ナルトキハ其ノ居住期間一年ニ滿チザル場合ニ於テモ救護ニ要スル費用ハ其ノ居住地ノ市町村ノ負担トス

一 夫婦ノ一方居住一年以上ナルトキ同居ノ他ノ一方

二 父母其ノ他ノ直系尊屬居住一年以上ナルトキ同居ノ子其ノ他

ノ直系尊屬

三 子其ノ他ノ直系卑屬居住一年以上ナルトキ同居ノ父母其ノ他ノ直系尊屬

第二十条 前二条ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ直令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一条 救護ニ要スル費用ガ前三条ノ規定ニ依リ市町村ノ負担ニ屬セザル場合ニ於テハ其ノ費用ハ救護ヲ受クル者ノ居住地ノ道府県、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ道府県ノ負担トス

第二十二条 第十七条ノ規定ニ依ル埋葬ニ要スル費用ノ負担ニ関シテハ前四条ノ規定ヲ準用ス

第二十三条 委員ニ関スル費用ハ市町村ノ負担トス

第二十四条 第二十一条及第二十二条ノ規定ニ依リ道府県ノ負担スル費用ハ救護ヲ為シタル地ノ市町村ニ於テ一時之ヲ繰替支弁スベシ

第二十五条 国庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十八条乃至第二十三条ノ規定ニ依リ市町村又ハ道府県ノ負担シタル費用

二 道府県ノ設置シタル救護施設及第七条第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三 第七条第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用

道府県ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ四分ノ一ヲ補助スベシ

一 第十八条乃至第二十条、第二十二條及第二十三條ノ規定ニ依リ市町村ノ負担シタル費用

二 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三 第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用

第二十六條 救護ヲ受クル者資力アルニ拘ラズ救護ヲ為シタルトキハ救護ニ要スル費用ヲ負担シタル市町村又ハ道府県ハ其ノ者ヨリ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

第二十七條 救護ヲ受ケタル者救護ニ要シタル費用ノ弁償ヲ為スノ資力アルニ至リタルトキハ救護ノ費用ヲ負担シタル市町村又ハ道府県ハ救護ヲ廃止シタル日ヨリ五年以内ニ其ノ費用ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 救護ヲ受クル者死亡シタルトキハ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遺留ノ金銭ヲ以テ救護及埋葬ニ要スル費用ニ充当シ仍足ラザルトキハ遺留ノ物品ヲ売却シテ之ニ充当スルコトヲ得

第六章 雜 則

第二十九條 救護ヲ受クル者左ニ掲グル事由ノ一ニ該当スルトキハ市町村長ハ救護ヲ為サザルコトヲ得

一 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ市町村長又ハ救護施設ノ長ノ為シタル処分ニ從ハザルトキ

二 故ナク救護ニ関スル検診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ

三 性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ

第三十條 第七條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタル

トキハ地方長官ハ同項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十一條 道府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ左ニ掲グル土地建物ニ対シテハ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 主トシテ救護施設ノ用ニ供スル建物

二 前号ニ掲グル建物ノ敷地其ノ他主トシテ救護施設ノ用ニ供スル土地

第三十二條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ救護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三條 本法中町村ニ関スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
左ノ法令ハ之ヲ廃止ス

明治四年太政官達第三百号

明治六年太政官布告第七十九号

明治六年太政官布告第三百十八号

明治七年太政官達第六十二号恤救規則

〔二一九〕

昭和四年七月十五日

商工省令第三号

道府県市立ノ商品陳列所、工業試験場及工業講習所
規程

第一条 本規程ハ道府県市立ノ商品陳列所、工業試験場及工業講習所ニ之ヲ適用ス

第二条 商品陳列所ハ商品見本ノ展示並ニ商品及商取引ニ関スル調査ヲ行フモノトス

商品陳列所ハ前項ノ業務ノ外左ノ業務ヲ行フコトヲ得

一 商品及商取引ニ関スル紹介、質疑応答及講話

二 商品ノ試売

三 図書其ノ他刊行物ノ発行、蒐集及展覧

四 其ノ他商品ノ改良及商取引ノ改善発達ヲ図ルニ必要ナル事項

第三条 工業試験場ハ工業技術ニ関スル試験ヲ行フモノトス

工業試験場ハ前項ノ業務ノ外左ノ業務ヲ行フコトヲ得

一 原料、材料及製品ノ分析、試験及鑑定

二 工業用機械器具ノ検定

三 工業技術ニ関スル質疑応答、講話及伝習

四 工業参考品ノ配布

五 其ノ他工業技術ノ改良発達ヲ図ルニ必要ナル事項

第四条 商品陳列所必要アルトキハ第二条ノ業務ノ外前条ノ業務ヲ行フコトヲ得

第五条 工業講習所ハ工業ニ従事スル者ニ工業ニ必要ナル講習ヲ為スモノトス

工業講習所ハ数学、物理、化学、図画等ノ補助科目ノ講習ヲ為スコトヲ得

工業講習所ハ前二項ノ業務ノ外工業ニ関スル講話、試験又ハ調査ヲ為スコトヲ得

第六条 工業講習所ノ修業年限ハ二年以内トス

第七条 商品陳列所、工業試験場又ハ工業講習所ノ地方産業職員左ノ如シ

所長又ハ場長

主事

技師

主事補

技手

商品陳列所ノ所長ハ主事又ハ技師、工業試験場又ハ工業講習所ノ場長又ハ所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ但シ特別ノ事由アルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ地方産業職員ニ非ザル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第八条 道府県市ニ於テ商品陳列所、工業試験場又ハ工業講習所ヲ設立シタルトキハ其ノ事由及左ノ事項ヲ具シ遅滞ナク商工大臣ニ之ヲ届出ヅベシ分所又ハ分場ヲ設ケタルトキ亦同ジ

一 名称及位置

二 業務ノ細目

三 建物ノ種別、坪数及図面

四 職員ノ氏名、履歴及担任事項

五 開設年月日

六 収支予算

七 規則

前項第一号乃至第四号及第七号ノ事項ニ付変更ヲ生ジタルトキハ其ノ都度商工大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

第九条 商品陳列所、工業試験場又ハ工業講習所ノ業務計画及収支予算ハ其ノ年度開始前商工大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

第十条 商品陳列所、工業試験場又ハ工業講習所ノ業務成績ハ其ノ年度經過後二月以内ニ商工大臣ニ之ヲ報告スベシ

第十一条 道府県市ニ於テ商品陳列所、工業試験場又ハ工業講習所ヲ廃止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク商工大臣ニ之ヲ届出ヅベシ分所又ハ分場ヲ廃止シタルトキ亦同ジ

第十二条 本規程ニ依リ市ニ於テ商工大臣ニ差出スベキ書類ハ地方長官ヲ經由スベシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道府県市立商品陳列所規程、府県郡市工業試験場及ヒ府県郡市工業講習所規程及明治三十七年農商務省令第一号ハ之ヲ廃止ス

道府県市立ノ商品陳列所、工業試験場及工業講習所ニシテ本規程施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本規程ニ依リ設立シタルモノト看做ス

昭和五年四月二十六日

〔二二二〇〕

内務省訓令第五五八号

公営事業調節施行ニ関スル訓令

失業ノ緩和ヲ図ルノ方策一ニシテ足ラスト雖モ事業ノ施行ヲシテ失業ノ防止並救済ニ有効ナラシムル様努ムルコトハ現下ノ失業状態ニ鑑ミ洵ニ喫緊ノ要務ニ属ス。仍テ左記要項ニ準拠シ公営事業ヲ調節施行シ以テ所期ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナキヲ期セラレタシ右訓令ス

記

一、道府県ハ昭和五年度予算ノ施行ヲシテ出来得ル限り失業ノ防止並救済ニ有効ナラシムル様努ムルコト

二、道府県ハ前項ノ目的ヲ達スル為必要ニ応シ其ノ事業ノ一部ヲ当該事業関係労働者ノ失業最も甚シカルヘキ時期ノ為ニ特ニ振向ケ施行スルコト

三、市町村其他ノ公共団体ノ事業施行ニ関シテモ前各項ノ趣旨ニ準セシムルコト

昭和五年十二月十八日

〔二二二一〕

内務省訓令第二十二号

昭和二年五月内務省訓令第十一号内務報告例左ノ通

改正ス

第一条 庁府県長官、都市計画地方委員長、憲兵司令官及税関長ハ本例ノ定ムル所ニ從ヒ内務大臣ニ報告スルヲ要ス

第二条 庁府県長官、都市計画地方委員長、憲兵司令官及税関長ノ報告スヘキ事項並其ノ様式及期日等ニ関シテハ別冊ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本訓令ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二条ニヨル別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ

大正九年十一月内務省訓令第九五〇号、大正十二年七月内務省訓令第六九号、大正十三年六月内務省訓令第五六三号及大正十四年七月内務省訓令第六五三号都市計画地方委員会會議事項及要旨報告方ノ件ハ之ヲ廃止ス

昭和六年四月二日

〔二一二〕 法律第五十四号

労働者災害扶助法

第一条 本法ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル事業ニ之ヲ適用ス

一 土石砂鉱ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火薬類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ為スモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、変更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該当スルモノ

(イ) 国、道府県、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共団体ノ直営工事

(ロ) 鉄道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電気若ハ瓦斯ノ事業ヲ営ム者ガ其ノ事業ノ為ニスル直営工事

(ハ) 其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ

三 鉄道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業

四 船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岩壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鉱山若ハ土石砂鉱ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、昇降機其ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

五 前各号ニ掲グルモノノ外危険ナル事業又ハ衛生上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

主務大臣ハ前項ノ規定ニ該当セザル土石砂鉱ヲ採取スル事業及岩壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ

限り本法ヲ適用スルコトヲ得

第二条 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡当時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

第三条 前条ノ事業主トハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ為ス者ヲ謂フ但シ第一条第一項第二号(ハ)ノ工事ノ全部又ハ一部ガ数次ノ請負ニ依リ為サル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

前項但書ノ場合ニ於テ元請負人が書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルトキハ其ノ下請負人モ又其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ元請負人が扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ニ対シ先ヅ催告スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人が破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其ノ行方ガ知レザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 第一条第一項第一号又ハ第四号ノ事業ガ専ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ為サルルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

前条第三項ノ規定ハ前項ノ注文者が扶助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五条 行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ関シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得

第六条 行政官庁ハ必要アリト認ムルトキハ当該官吏又ハ吏員ヲシ

テ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第七条 事業主扶助ヲ為スベキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラズ扶助ヲ為サザルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第八条 正当ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第九条 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十条 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十一条 本法中事業主ニ関スル罰則ハ国、道府県、市町村及勅令ヲ以テ指定スル公共団体ニ之ヲ適用セズ

附 則

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年四月二日

〔二一二三〕 法令第五十七号

入營者職業保障法

第一条 何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營（応召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ命ゼラレタル者ハ入營ヲ命ゼラルルコトアルベキ者ニ對シ其ノ故ヲ以テ不利益ナル

取扱ヲ為スベカラズ

第二条 雇傭者ハ入營ヲ命ゼラレタル被傭者ヲ解雇シタルトキ又被傭者ノ入營中雇傭期間ノ満了シタルトキハ其ノ者ガ退營（入營ノ際行フ身体検査ノ結果婦郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム）シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス但シ左ノ各号ニ掲グル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各号ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 被傭者ガ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二 被傭者ガ第二項ニ規定スル通知ヲ為サズ又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以内ニ勞務ニ就カザルトキ

三 被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘザルトキ

四 被傭者ガ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

五 被傭者ニ著シキ不良行為アリタルトキ

六 雇用ノ目的タル事業ノ廃止、終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準ズル事由アルトキ

雇傭者及被傭者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ関シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各号ニ掲グル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法第六百二十七条又ハ第六百二十八条ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ズ

第三条 前条第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ与フベキ勞務及給与ハ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給与ト同当ノモノナルコトヲ要ス但シ被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞

務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給与ヲ与フルコト妨ゲズ

第四条 前二条ノ規定ハ入営ヲ命ゼラレタル被傭者が解雇セラレザル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五条 前三条ノ規定ハ雇傭者が常時五十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六条 当該官吏又ハ公吏ハ前四条ノ規定ノ施行ニ関シ必要アリト認ムルトキハ当事者ニ対シ勸解ヲ為スコトヲ得

前項ノ当該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 本法ノ適用ニ付テハ国、道府県、市町村其ノ他之ニ準ズルモノノ被傭者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準ジ取扱フコトヲ要スル者ニ付勸令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和八年四月一日

〔二―二四〕 内務省訓令第四号

昭和五年十二月内務省訓令第二十二号内務報告令左ノ通改正ス

第一条 庁府県長官、都市計画地方委員会長、憲兵司令官及税官長ハ本令ノ定ムル所ニ從ヒ内務大臣ニ報告スルヲ要ス

第二条 庁府県長官、都市計画地方委員会長、憲兵司令官及税官長ノ報告スベキ事項並ニ其ノ様式及期日等ニ関シテハ別冊ノ定ムル所ニ依ル

附 則

第二条ニ規定スル別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ

（内務報告令様式）

第一表	社会事業（感化教育）	（略）
第二表	（育 児）	（略）
第三表	（幼児保育）	（略）
第四表	（養 老）	（略）
第五表	（施薬救療）	（略）
第六表	（窮民救助）	（略）
第七表	子守 下婢 貧児 教育 何々	（略）
第八表	（資 金）	（略）

授産並職業輔導ノ種類										経営ノ状況				代表者ノ氏名	事業種目	組織	名称							
計								種類		収容	計	男	女	体性										
女	男	女	男	女	男	女	男	体性	收容定員		申込者	前年度ヨリ 越年	入	本年度 入所					計	修了	事故	計	現在員	就業延人員
										分														
											配													
計								種類		退														
女	男	女	男	女	男	女	男	体性	実人員		所													
										職														
											人員													
										職														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														
											人員													
										人員														

遇 者 収 法 処 容	続手及格資込申	費 經										負 資 債 及 産							
		(算決度年何)																	
		計	前 年 度 ヨ リ 繰 越	何 々	雑 収 入	奨 補 励 助 金 金	寄 附 金 金	醸 金 金	事 業 収 入	財 産 収 入	収 入	円	負 債	計	何 々	建 物	土 地	基 金	種 別
		人 件 材 料 費 費 費 支 給 延 人 員 他	内 訳	人 件 費 物 件 費 其 ノ 他	建 物 敷 地 棟 坪 坪 耕 作 地 坪 坪 坪	基 金 管 理 方 法 及 土 地 建 物 内 訳													
							ハ 何 々	繰 上 補 充 又	足 金 翌 年 度 ヨ	ハ 何 々	年 度 へ 繰 越 又	収 入 剰 余 金 翌							

起源及沿革ノ 大要	備考

- 一 本表ハ常設シタル授産並職業輔導事業ヲ調査スルモノニシテ一時救助ノ為ニスルモノハ之ヲ加ヘザルモノトス
- 二 事業種目欄ニハ左記ニ依リ「授産」又ハ「輔導」若ハ「授産並ニ輔導」ノ別ヲ記入スベシ
 - イ 授産トハ職業能力アル者ニ対シ設備材料又ハ資金ヲ貸与シテ就業ノ機会又ハ便宜ヲ与フルヲ言フ
 - ロ 職業輔導トハ職業能力ノ欠乏セル者又ハ不完全ナル者ニ対シ職業能力ヲ与フルヲ言フ
 - ハ 授産並輔導ハ前記イ、ロヲ兼ネタルヲ言フ
- 三 経営ノ状況欄申込者ハ一切ノ申込者（数謝絶シタルモノヲ合算）ヲ記入スベシ
- 四 収容即チ寄宿ト通勤トヲ問ハズ場内ニ収容シテ授産又ハ職業輔導スルモノト分配即チ仕事各戸ニ分配スルモノトヲ區別シテ記入スベシ
- 五 経費欄事務費ハ職員、役員、等ノ俸給、手当、旅費、備品、消耗品其ノ他直接事務ニ関スル経費、事務費ハ事務上ノ指導又ハ監督等ニ従事スル職員、講師、嘱託等ノ俸給、手当、旅費、報酬、謝礼、機械器具ノ購入費等主トシテ事務上ノ経費ヲ記入スベシ
- 事務、事業各別ニ職員其ノ他ヲ置カズ一方ニ於テ兼務スルモノニ在リテハ其ノ本務ノ一方ニ記入スベシ
- 同欄収入同額ナラザルモノニ在リテハ其ノ過不足ニ対スル経理方法ヲ記入スベシ
- 六 収容者処遇法欄ニハ賃金ノ一日一人平均支給額及其ノ最高最低額並ニ支給方法等ヲ記入スベシ
- 七 左記事項欄ハ大正十四年ヲ基準トシテ五年目毎ニ報告スルコト但シ既設事業ニシテ従来ノ報告ト異リタル新事実アルトキ及新設事業アルトキハ当該年度ニ報告スベシ
- 「申込資格及手続」「起源及沿革ノ大要」
- 八 事業開始以來ノ修業者累計ヲ授産、輔導ノ種類別ニ備考欄ヲ記入スベシ
- 九 以上ノ外第二表（育児）ノ記入注意ニ依ルベシ

第一〇表	社会事業（宿泊救護）	（略）	第一五表	社会事業（公益質屋）	（略）
第一一表	“（住宅）	（略）	第一六表	“（小資融通）	（略）
第一二表	“（公設市場）	（略）	第一七表	“（隣保事業）	（略）
第一三表	“（公設食堂）	（略）	第一八表	“（何々）	（略）
第一四表	“（公設浴場）	（略）			

（編者注） 本様式は大阪府社会課『私設社会事業団体事務提要』昭和十一年五月、二二二—二二五ページより転載した。

昭和八年七月十五日

〔二—二五〕 内務省令第二十号

職業紹介法施行規則中左ノ通改正ス

第二条 市町村職業紹介所ヲ設置セントスルトキハ予メ其ノ位置、設備、職員定数及事業経営ニ関スル諸規程ニ付地方職業紹介事務局局長ノ認可ヲ受クベシ新ニ事業経営ニ関スル諸規程ヲ設ケントスルトキ又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ変更セントスルトキ亦同ジ
毎年一定ノ季節ニ限り又ハ臨時ニ開所スル職業紹介所ニ在リテハ前項ノ事項ノ外其ノ設置ヲ必要トスル事由ヲ具シ開所期間ニ付地方職業紹介事務局局長ノ認可ヲ受クベシ其ノ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第三条第四項中「又ハ毎年一定ノ季節ニ限り開所スル職業紹介所ノ開所期間」ヲ削ル

第五条第二項中「毎年一定ノ季節ニ限り」ノ下ニ「又ハ臨時ニ」ヲ、「職業紹介所ニ在リテハ」ノ下ニ「地方職業紹介事務局局長ノ認可ヲ受ケ」ヲ加フ

第十条中但書ヲ削ル

第十一条 地方職業紹介事務局局長ハ区域ヲ定メ其ノ区域内ノ職業紹介所ノ一ヲ指定シ相互ノ聯絡ニ関スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得
地方職業紹介事務局局長必要アリト認ムルトキハ前項ノ指定ニ代ヘ又ハ前項ノ指定ノ外特殊ノ紹介部門ニ付連絡ニ関スル事務ヲ掌ルベキ職業紹介所ヲ指定シ之ト連絡スベキ職業紹介所ヲ定ムルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ地方職業紹介事務局局長ハ直ニ之ヲ中央職業紹介事務局局長ニ報告シ且關係職業紹介所ニ通報スベシ

第十二条 職業紹介所ハ求人ノ申込ニシテ速ニ紹介スルコト能ハザルモノアルトキハ前条ノ規定ニ依ル指定職業紹介所ニ、其ノ職業紹介所ナキトキハ地方職業紹介事務局ニ其ノ求人ノ条件ヲ通報スベシ

職業紹介所求人ノ採用地其ノ他求人ノ条件等ニ徴シ指定職業紹介所以外ノ職業紹介所又ハ地方職業紹介事務局ニ通報スルヲ適当ト認ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ依ラズ即時其ノ求人ノ条件ヲ通報スルコトヲ得

第十三条 前条ノ規定ニ依リ通報ヲ為シタル求人申込ノ内既ニ

紹介シタルモノアリテ之ガ顛末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顛末ヲ即時通報ヲ為シタル職業紹介所又ハ地方職業紹介事務局ニ通報スベシ

前条ノ規定ニ依リ通報シタル後紹介シタルトキハ其ノ事実、其ノ顛末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顛末ヲ即時前項ノ例ニ依リ通報スベシ

人員、条件等ニ変更アリタルトキ又ハ取消其ノ他ノ事由ニ依リ紹介ヲ要セザルニ至リタルトキハ即時第一項ノ例ニ依リ通報スベシ

第十四条 第十一条ノ規定ニ依ル指定職業紹介所第十二条第一項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ連絡日報ヲ作成シ連絡スベキ職業紹介所ニ之ヲ送付スベシ

第十一条ノ規定ニ依ル指定職業紹介所前項ノ連絡手續ヲ了シタル場合ニ於テ尚紹介スルコト能ハザルモノアルトキハ其ノ求人ノ条件ヲ地方職業紹介事務局ニ通報スベシ此ノ場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル事項ハ即時地方職業紹介事務局ニ之ヲ通報スベシ

第十五条 第十二条及前条第二項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル地方職業紹介事務局ハ直ニ連絡日報ヲ作成シ其ノ管轄区域内ノ適当ト認ムル職業紹介所ニ之ヲ送付スベシ

地方職業紹介事務局求人ノ採用地其ノ他求人ノ条件等ニ徴シ中央職業紹介事務局又ハ他ノ地方職業紹介事務局ニ通報スルヲ適当ト認ムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラズ即時其ノ求人ノ条件ヲ之ニ通報スルコトヲ得

地方職業紹介事務局第一項ノ連絡手續ヲ了シタル場合ニ於テ尚紹介スルコト能ハザルモノアルトキハ其ノ求人ノ条件ヲ中央職業紹介

事務局ニ通報スベシ

地方職業紹介事務局ハ前二項ノ通報ヲ為シタル求人ニ関シ第十三条及前条第二項後段ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタルトキハ其ノ事項ヲ即時中央職業紹介事務局又ハ通報シタル地方職業紹介事務局ニ通報スベシ

第十六条 前条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル通報ヲ受ケタル中央職業紹介事務局ハ直ニ連絡日報ヲ作成シ適当ト認ムル地方職業紹介事務局ニ之ヲ送付スベシ

第十七条 地方職業紹介事務局ニ於テ第十五条第二項又ハ前条ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル求人ニ付テハ第十五条第一項ノ規定ヲ準用ス

第十八条 求人ノ通報ヲ受ケタル職業紹介所ニ於テ適当ナル求職者アルトキハ其ノ求職票ノ副本ヲ求人ノ受付ヲ為シタル職業紹介所ニ送付スベシ此ノ場合ニ於テ求人ノ受付ヲ為シタル職業紹介所其ノ求職者ヲ紹介セントスルトキハ其ノ求職票ノ副本ヲ送付シタル職業紹介所ニ此ノ旨通報スベシ

第十九条 第十一条ノ規定ニ依ル指定職業紹介所、地方職業紹介事務局又ハ中央職業紹介事務局第十三条、第十四条第二項後段又ハ第十五条第四項ノ規定ニ依ル通報ヲ受ケタルトキハ即時連絡整理日報ヲ作成シ連絡日報ヲ送付シタル職業紹介所又ハ地方職業紹介事務局ニ之ヲ送付スベシ

第二十条 職業紹介所求職ノ申込ニシテ連絡ノ必要アリト認ムルモノニ対シテハ第十二条乃至第十七条及第十九条ノ規定ヲ準用ス求職ノ通報ヲ受ケタル職業紹介所ニ於テ適当ナル求人者アリテ之ニ紹介セントスルトキハ求職ノ受付ヲ為シタル職業紹介所ニ此ノ

旨通報スベシ

第二十一条 地方職業紹介事務局長ハ第十一条ノ規定ニ依ル指定職業紹介所ノ連絡方法ニ関シ必要アリト認ムルトキハ第十四条第一項ノ規定ニ依ラザル連絡方法ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ中央職業紹介事務局長ニ報告シ且關係職業紹介所ニ通報スベシ

第二十一条ノ二 多数ノ求職者ヲ紹介スル場合ニ於テ労働移動ヲ伴フ等ノ事情ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ中央職業紹介事務局長又ハ地方職業紹介事務局長ハ第十二条乃至第十九条ノ規定ニ依ラザル連絡方法ヲ定ムルコトヲ得

地方職業紹介事務局長前項ノ規定ニ依リ連絡方法ヲ定メタルトキハ直ニ之ヲ中央職業紹介事務局長ニ報告スベシ

第二十三条第一項第一号中「二日」ヲ「五日」ニ、第二号中「五日」ヲ「八日」ニ改メ第三号ヲ削ル

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表) (略)

附則

本令ハ昭和八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル臨時ニ開所スル職業紹介所ニ在リテハ開所期間ヲ定メ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クベシ

本令施行ノ際現ニ連絡手続中ノ求人、求職ノ取扱ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

〔二二二六〕

昭和八年十二月二十九日
内務省訓令第一号

昭和八年四月内務省訓令第四号別冊中別紙ノ通改正ス但シ別紙ハ別ニ頒ツ

〔二二二七〕

昭和九年十二月十八日
内務省令第三十七号

職業紹介法施行規則中左ノ通改正ス

第十七条ノ次ニ左ノ二条ヲ加フ

第十七条ノ二 地方職業紹介事務局又ハ職業紹介所必要アリト認ムルトキハ其ノ受ケタル求人ノ申込又ハ通報ニ関シ職業紹介所ノ設置ナキ市町村ノ市町村長ニ求人ノ条件ヲ通報スルコトヲ得

前項ノ通報ハ地方職業紹介事務局ニ在リテハ管轄区域内ノ市町村長、職業紹介所ニ在リテハ地方職業紹介事務局長ノ定メタル地域内ノ市町村長ニ対シ之ヲ為スコトヲ得

第十三条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

地方職業紹介事務局長職業紹介所ニ付第二項ノ規定ニ依ル地域ヲ定メタルトキハ直ニ之ヲ中央職業紹介事務局長ニ報告シ且当該地域内ノ市町村長ニ通報スベシ

第十七条ノ三 市町村長前条第一項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ一般ニ周知セシムベシ

市町村長前項ノ求人ニ対スル求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ之ヲ求職票ニ登録シ直ニ之ヲ求人ノ通報ヲ為シタル地方職業紹介事務局(地方職業紹介事務局長特ニ其ノ求人ニ対スル求職票ノ送付ヲ受

クベキ職業紹介所ヲ指定シタルトキハ其ノ職業紹介所）又ハ職業紹介所ニ送付スベシ

第二十三条第三項中「之ヲ取纏メ」ノ次ニ「（旬報ハ之ヲ月毎ニ取纏メ）」ヲ加フ

昭和十年四月一日

〔二一二八〕 勅令第四十一号

青年学校令

第一条 青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二条 北海道府県、市町村、市町村学校組合、町村学校組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村学校組合ニ準ズベキ公共団体ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年学校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負担ノ為学区ヲ設クルコトヲ得

第三条 商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年学校ハ私立トス

第四条 私人ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

第五条 青年学校ノ設置廃止ハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

青年学校ノ設置廃止ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 青年学校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ状況ニ依リ普通

科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得

青年学校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得

第七条 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ状況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト為スコトヲ得

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第八条 普通科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者トス

本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小学校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者トス

研究科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者トス

第九条 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科並ニ体操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科並ニ体操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科並ニ裁縫科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科並ニ体操科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ但シ修身及公民科ハ之ヲ欠クコトヲ得ズ

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条 青年学校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル為専修科ヲ置クコトヲ得

専修科ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一条 青年学校ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クベシ

第十二条 青年学校ノ教員ノ資格ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三条 青年学校ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四条 青年学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スルコトヲ得ズ但シ道府県立ノ学校ニ在リテ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五条 本令ニ依ラザル学校ハ青年学校ト称スルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青年学校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ状況ニ依リ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト為スコトヲ得

青年学校ノ専任教員ハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当分ノ内之ヲ置カザルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ実業補習学校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年学校ト看做ス

前項ノ青年学校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限り仍従前ノ実業補習学校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ為スコトヲ得

〔二一二九〕

昭和十年四月一日
勅令第四十二号

青年訓練所令ハ之ヲ廃止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年五月二十七日

〔二一三〇〕 法律第十二号

職業紹介法中左ノ通改正ス

第二条ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ必要アル場合ニ於テハ北海道府県ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得

第四条 第二条ノ職業紹介所ハ之ヲ設置スル公共団体ヲ統轄スル行政庁之ヲ管理ス

第五条 北海道府県市町村ニ非ザル者職業紹介所ヲ設置セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第七条 職業紹介所ノ事業ノ連絡統一ハ内務大臣及地方長官之ヲ管掌ス

第九条 第二条ノ職業紹介所ニ関スル経費ハ之ヲ設置スル公共団体ノ負担トス

第十条中「職業紹介所ニ関スル経費ノ支出ヲ為ス市町村」ヲ「第二条ノ職業紹介所ニ関スル経費ノ支出ヲ為ス公共団体」ニ改ム

第十二条中「職業紹介事務局ノ長」ヲ「地方長官」ニ改ム

第十三条ノ二 命令ノ定ムル所ニ依リ多数ノ労務者ヲ雇傭セントスル者ハ職業紹介上必要ナル事項ヲ地方長官ニ通報スベシ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十一年八月二十九日

〔二一三二〕 勅令第二百七十五号

職業紹介法施行令中ノ通改正ス

第三条 北海道府県市町村ハ其ノ経営ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ対シ其ノ者ノ現在地ヨリ就職地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ関シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得

北海道府県市町村ハ其ノ経営ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇傭セラレタル日傭労働者ニ対シ予メ当該雇傭者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府県費又ハ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ為スコトヲ得

第四条 削除

附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年八月二十九日

〔二一三三〕 内務省令第二十九号

職業紹介法施行規則左ノ通改正ス

職業紹介法施行規則

第一章 労務需要供給ノ調査

第一条 市町村長ハ必要ニ応ジ労務需要供給ノ状況ヲ調査シ地方長官ニ之ヲ報告スベシ

第二条 三十人以上ノ労働者ヲ雇傭セントスル者ハ予メ男女別職種別人員、採用地又ハ募集地域、就業地及雇傭時期ヲ其ノ住所地所

轄地方長官ニ通報スベシ但シ官公署ニ於テ雇傭セントスル場合、

軍事上秘密ヲ要スル場合、日傭労働者ヲ一日限り雇傭セントスル場合又ハ雇傭セントスル労働者ノ全部ニ付職業紹介所ニ求人ノ申込ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ関係地方長官又ハ職業紹介所ニ通報スル等適當ト認ムル措置ヲ講ズベシ

第二章 職業紹介所ノ設置及廃止

第三条 道府県又ハ市町村職業紹介所ヲ設置セントスルトキハ予メ其ノ位置、設備、職員定数及事業経営ニ関スル規程ニ付、毎年一定ノ季節ニ限り又ハ臨時ニ開所スル職業紹介所（以下季節又ハ臨時ノ職業紹介所ト称ス）ニ在リテハ尚開所期間ニ付道府県ニ在リテハ内務大臣、市町村ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

地方長官前項ノ認可ヲ為シタルトキハ直ニ内務大臣ニ之ヲ報告スベシ

第四条 職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ職業紹介所設置ノ許可ヲ受

ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ申請スベシ

一 名称

二 位置

三 設備

四 職員定数

五 事業経営ニ関スル規程

六 開所予定年月日

七 季節又ハ臨時ノ職業紹介所ニ在リテハ開所期間

法人又ハ団体ニ在リテハ別ニ定款又ハ之ニ準ズベキ約款、事業成

績、資産状況並理事其ノ他代表者ノ氏名、本籍、住所及履歴ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第一項第一号乃至第五号又ハ第七号ノ事項ヲ変更セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ

地方長官第一項又ハ第三項ノ許可ヲ為シタルトキハ直ニ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第五條 道府県又ハ市町村職業紹介所ヲ廃止セントスルトキハ道府県ニ在リテハ内務大臣、市町村ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ヲ廃止セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ

地方長官第一項又ハ第二項ノ認可ヲ為シタルトキハ直ニ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第六條 道府県又ハ市町村職業紹介所ヲ設置シタルトキハ直ニ適當ノ方法ニ依リ其ノ名称、位置及開所年月日（季節又ハ臨時ノ職業紹介所ニ在リテハ尚開所期間）其ノ他必要ナル事項ヲ公示スベシ
職業紹介所ヲ廃止シ又ハ公示シタル事項ヲ変更シタルトキ亦同ジ市町村長前項ノ公示ヲ為シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ

前二項ノ規定ハ職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ職業紹介所ヲ設置シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三章 職業紹介所ノ管理

第七條 職業紹介所ニハ所長及専務ノ職員ヲ置クベシ但シ季節又ハ臨時ノ職業紹介所ニ在リテハ専務ノ職員ヲ置カザルコトヲ得

第八條 職業紹介所ノ職員ハ職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ屬スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第九條 道府県又ハ市町村ハ職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ職業紹介委員ヲ置クコトヲ得

職業紹介委員中ニハ特別ノ事情ナキ限り使用者ノ利益ヲ代表シ得ル者及労働者ノ利益ヲ代表シ得ル者ヲ各同数加フルコトヲ要ス

職業紹介委員ハ道府県ニ在リテハ北海道庁長官、府県知事、市町村ニ在リテハ市町村長之ヲ任免ス

第十條 職業紹介委員ハ職業紹介所ノ事業ノ経営ニ関シ北海道庁長官、府県知事若ハ市町村長ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ応ジテ意見ヲ開申ス

第十一條 職業紹介委員ノ定数、組織及事務執行ニ関スル規程ハ道府県ニ在リテハ北海道庁長官、府県知事、市町村ニ在リテハ市町村長之ヲ定ム

第十二條 職業紹介所ニハ左ノ帳簿ヲ備フベシ

一 求人票

二 求職票

三 紹介日計簿

四 輔導簿

第十三條 職業紹介所求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ住所、氏名其ノ他必要ナル事項ヲ求人票又ハ求職票ニ登録スベシ

第十四條 職業紹介所長ハ毎月ノ事業状況ヲ翌月十日迄ニ地方長官

ニ報告スベシ

地方長官前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ毎月二十日迄
ニ内務大臣ニ報告スベシ

第四章 連絡統一

第十五条 職業紹介所求人ノ申込アリタル場合ニ於テ自ラ其ノ全部
又ハ一部ヲ速ニ紹介スルコト能ハズト認メタルトキハ其ノ人員及
求人ノ条件ヲ所轄道府県庁ニ通報スベシ

職業紹介所求人ノ採用地其ノ他求人ノ条件等ニ徴シ直接他ノ職業
紹介所ニ通報スルヲ適當ト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其
ノ人員及求人ノ条件ヲ即時之ニ通報スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ通報シタル後求人ノ条件ニ変更アリタルトキ、
紹介ニ依リ人員ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ取消其ノ他ノ事由ニ依
リ紹介ヲ要セザルニ至リタルトキハ速ニ通報先ノ道府県庁又ハ職
業紹介所ニ之ヲ通報スベシ

第十六条 道府県庁前条第一項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ連絡通
報ヲ作成シ適宜管内ノ職業紹介所、他ノ道府県庁、社会局ニ之ヲ
送付スベシ

道府県庁前条第三項ノ通報ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ連絡通報ノ
送付先ニ通報スベシ

第十七条 社会局前条第一項ノ規定ニ依リ道府県庁ヨリ連絡通報ノ
送付ヲ受ケタルトキハ直ニ連絡通報ヲ作成シ適當ト認ムル道府県
庁ニ之ヲ送付スベシ

第十八条 道府県庁第十六条第一項又ハ前条ノ規定ニ依リ他ノ道府
県庁又ハ社会局ヨリ連絡通報ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ連絡通
報ヲ作成シ管内ノ適當ト認ムル職業紹介所ニ之ヲ送付スベシ

第十九条 第十六条第二項ノ規定ハ前二条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十条 職業紹介所求人ノ通報又ハ連絡通報ノ送付ヲ受ケタル場
合ニ於テ適當ナル求職者アルトキハ其ノ求職票ノ副本ヲ求人ノ受
付ヲ為シタル職業紹介所ニ送付スベシ

求人ノ受付ヲ為シタル職業紹介所求職票ノ副本ノ送付ヲ受ケタル
トキハ其ノ求職者ノ紹介ニ付適當ナル措置ヲ講ジ其ノ願末ヲ求職
票ノ副本ヲ送付シタル職業紹介所ニ通報スベシ

第二十一条 第十五条乃至第十九条ノ規定ハ職業紹介所求職ノ申込
ニシテ連絡ノ必要アリト認ムル場合ニ之ヲ準用ス

職業紹介所求職ノ通報又ハ連絡通報ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ
適當ナル求人者アルトキハ之ガ紹介ニ付適當ナル措置ヲ講ジ其ノ
願末ヲ求職ノ受付ヲ為シタル職業紹介所ニ通報スベシ

第二十二条 社会局又ハ道府県庁求人又ハ求職ノ連絡ニ付緊急其ノ
他特別ノ必要アル場合ニ於テハ連絡通報ヲ作成セズ電信電話其ノ
他適當ノ方法ニ依リ連絡スルコトヲ得

第二十三条 道府県庁又ハ職業紹介所必要アリト認ムルトキハ職業
紹介所ノ設置ナキ市町村ノ市町村長（道府県庁ニ在リテハ管内ノ
市町村長、職業紹介所ニ在リテハ地方長官ノ定メタル地域内ノ市
町村長）ニ求人ノ条件其ノ他必要ナル事項ヲ通報スルコトヲ得第

十五条第三項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

地方長官職業紹介所ニ付前項ノ規定ニ依ル地域ヲ定メタルトキハ
直ニ之ヲ内務大臣ニ報告シ且当該地域内ノ市町村長ニ通知スベシ
第二十四条 市町村長前条第一項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ適當
ノ方法ニ依リ之ヲ一般ニ周知セシムベシ

市町村長通報ヲ受ケタル求人ニ付求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ求

職票ニ登録シ直ニ之ヲ求入ノ通報ヲ為シタル道府県庁（道府県庁特ニ其ノ求人ニ対スル求職票ノ送付ヲ受クベキ職業紹介所ヲ指定シタルトキハ其ノ職業紹介所）又ハ職業紹介所ニ送付スベシ

第二十五条 多数ノ求職者ヲ紹介スル場合ニ於テ労働移動ヲ伴フ等ノ事情ニ依リ内務大臣必要アリト認ムルトキハ特別ノ連絡方法ヲ定ムルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テハ内務大臣ハ直ニ之ヲ関係地方長官ニ通知ス

第二十六条 地方長官必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ管内ニ於ケル連絡ニ関シ特別ノ連絡方法ヲ定ムルコトヲ得但シ緊急ノ必要アル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

地方長官前項ノ規定ニ依リ特別ノ連絡方法ヲ定メタルトキハ直ニ之ヲ関係職業紹介所ニ通知スベシ前項但書ノ場合ニ於テハ尚内務大臣ニ之ヲ報告スベシ

第五章 雜則

第二十七条 本令中町村又ハ町村長ニ関スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村又ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十一年法律第十二号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ職業紹介法施行規則第十七条ノ二第二項ノ規定ニ依リ地方職業紹介事務局長ノ為シタル処分ハ本令第二十三条第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ為シタル処分ト看做ス

従前ノ規定ニ依リ地方職業紹介事務局長ニ為シタル認可又ハ許可ノ申請ハ本令ノ規定ニ依リ地方長官ニ為シタル認可又ハ許可ノ申請ト看做ス

本令施行ノ際現ニ連絡手続中ノ求人求職ノ取扱ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル但シ地方職業紹介事務局又ハ指定職業紹介所ニ於テ取扱フベキ事務ハ地方職業紹介事務局又ハ指定職業紹介所所在地所轄道府県庁ニ於テ之ヲ取扱フ

前項ノ連絡手続ニシテ昭和十一年九月三十日迄ニ完了セザル場合ニ於テハ爾後本令ノ規定ニ依リ其ノ手続ヲ更新スベシ

昭和十一年八月二十九日

〔二一三三〕 内務省令第三十号

営利職業紹介事業取締規則中左ノ通改正ス

第十一条第三項中「中央職業紹介事務局長ニ通報」ヲ「内務大臣ニ報告」ニ改ム

第十二条中「事業所所在地ノ所轄地方職業紹介事務局長又ハ」ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十一月十四日

〔二一三四〕 勅令第三百九十八号

方面委員令

第一条 方面委員ハ隣保相扶ノ醇風ニ則リ互助共済ノ精神ヲ以テ保護指導ノコトニ従フモノトス

第二条 方面委員ハ方面毎ニ道府県之ヲ設置スベシ

第三条 方面ハ北海道庁長官又ハ府県知事関係市町村長ノ意見ヲ徴シ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ方面ヲ定ムル場合ニ於テハ市ニ在リテハ其ノ区域ヲ数方面ニ分チ町村ニ在リテハ其ノ区域ヲ以テ一方面トス但シ地方ノ状況ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 方面委員ノ定数ハ北海道庁長官又ハ府県知事関係市町村長ノ意見ヲ徴シ方面毎ニ之ヲ定ム

第五条 方面委員ハ北海道庁長官又ハ府県知事方面委員銓衡委員会ノ意見ヲ徴シ之ヲ選任ス

方面委員銓衡委員会ハ道府県之ヲ設置スベシ

方面委員銓衡委員会ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第六条 方面委員ノ職務左ノ如シ

- 一 担任区域内ニ於ケル居住者ノ生活状態ヲ調査スルコト
- 二 担任区域内ニ於ケル扶掖ヲ要スル者ノ生活状態ヲ審ニシ其ノ救護ニ遺漏ナカラシメ又ハ其ノ自立向上ヲ図ル為必要ナル指導ヲ為スコト

三 社会施設トノ連絡ヲ密ニシ其ノ機能ヲ援クルコト

方面委員ハ其ノ職務ニ関シ関係市町村長ト連絡ヲ保ツベシ

第七条 方面委員ハ名誉職トス

第八条 方面委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ北海道庁長官又ハ府県知事之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第九条 方面委員ハ方面毎ニ方面委員会ヲ組織スベシ

北海道庁長官又ハ府県知事必要アリト認ムルトキハ関係市町村長其ノ他適當ナル者ヲシテ方面委員会ノ組織ニ加ハラシムルコトヲ得方面委員会ハ各方面委員ノ担任区域ヲ定メ及其ノ職務ノ連絡ヲ図

ル

関係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ方面委員会ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得

第十条 道府県ハ方面事業委員会ヲ設置スベシ

方面事業委員会ハ北海道庁長官又ハ府県知事ノ諮問ニ応ジ方面事業ノ連絡統制其ノ他方面事業ニ関スル事項ヲ調査審議ス

方面事業委員会ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第十一条 方面委員、方面委員銓衡委員会、方面委員会及方面事業委員会ニ関スル費用ハ道府県ノ負担トス

第十二条 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス
当分ノ内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ本令中府県ニ関スル規定ハ市ニ、府県知事ニ関スル規定ハ市長ニ之ヲ適用ス